

[事案 27-47] 転換契約無効・新契約無効請求

・平成 28 年 4 月 6 日 裁定不調

<事案の概要>

転換時および新規契約時の募集人による説明が不十分であったことを理由に、転換契約および新契約を無効とし、転換前契約を戻すこと、ならびに既払込保険料を返還することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 9 月 平成 5 年 12 月に契約した普通終身保険を転換して利率変動積立型終身保険等（契約①）を契約したが、以下の理由により、契約転換を無効として転換前契約に戻してほしい。また、平成 25 年 11 月、利率変動型積立保険等（契約②）を契約したが、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①は、終身保険を定期保険等に転換すること、および転換前契約の積立金を契約①の積立金に移行し、そこから支払保険料に充当するので積立金が減少していくこと等の説明（説明①）を受けていない。
- (2) 契約②は、自分は契約内容を全く理解していないうえ、契約①の積立金の一部を契約②の積立金に移行し、これを支払保険料に充当すること等の説明（説明②）もを受けていない。
- (3) 契約締結時、契約①では 72 歳、契約②では 78 歳と高齢で、かつ判断能力が劣っていることが明らかであったが、家族の同席を求めるなどの措置を講じていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、募集人の説明義務違反はなく、申立人も錯誤に陥っておらず、また仮に錯誤に陥っていたとしても申立人には重大な過失があるので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、募集人は申立人に、保障設計書を用いて、保障内容および保険料の支払い方法について繰り返し説明しており、申立人は契約①の内容を理解していた。
- (2) 契約②について、募集人は契約時、保障設計書を用いて、保障内容および積立金等について十分に説明をしており、申立人は契約②の内容を理解していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の行為に不適切な点があったかどうかなどを把握するため、申立人および契約①の募集時に同行した所長、契約②の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 契約①の転換前契約は解約すれば 1,200 万円程度の返戻金があったが、契約①および契約②を契約したため、わずか 8 年程度で契約①の積立金は約 8 万円、契約②の積立金は約 200 万円に減少しており、全体で見ると資産の減少はあまりに極端である。契約①は、転換によ

り生じた返戻金を積立金に充当し、そこから保険料のほとんどを支払うので、実際に支払う保険料は年額わずか12円であり、契約②も大半は積立金から支払われ、実際に支払う金額は月額わずか1円である。これらは保険料負担の存在を実感させるものではなく、一般的に見ても理解が容易な内容であるとはいえない。

(2) 申立人にとって契約①および契約②を契約する必要性があったのかという点には、客観的に見て、疑問がある。契約必要性の判断は必ずしも容易なものとは言えず、十分な説明を要するが、契約②の契約時、申立人は78歳と高齢で十分な理解力があったか疑問があるが、申立人の判断能力を補う配慮は全くなされておらず、自分の資産内容に大きな変化がある可能性について、申立人が十分に理解していたとは言い難い。

(3) 契約①は、申立人に「葬式代を確保する」と提案し、契約①の保険料支払いを終えた時点で約300万円程度の積立金を残るものとした旨を所長は述べているが、300万円も残らない可能性のある契約②を申立人に提案し契約しているが、理由は明らかになっていない。